

リース及びリース事業に関する規制・制度改革提言

2018年9月26日

公益社団法人リース事業協会

- 当協会では、公正かつ自由な経済活動の機会確保及び促進並びにその活性化を図ることを目的として、リース及びリース事業等に関する規制・制度改革に関する提言を取りまとめて、政府に提出した。
- 今後、わが国経済の活性化を図る観点から、当協会提言の実現など規制・制度改革が一層促進されることを期待する。

1. 重点項目（3項目）

- 学校施設環境改善交付金について【継続】
- 補助事業について【継続】
- 中古医療機器販売時のメーカー宛事前通知の合理化について【継続】

2. 競争政策（4項目）

- 国とのリース契約について【継続】
- 競争入札参加資格申請書の簡素化・統一化について【継続】
- 地方自治法第238条の4について【再提案】
- 金融機関の子会社等であるリース会社の収入規制の撤廃等【再提案】

3. 環境（3項目）

- 家電リサイクル法対象物件を処分できる許可業者について【新規】
- 繊維くずの処分について【再提案】
- フロン排出抑制法に係るリース終了物件売却時の記録簿について【新規】

4. その他（4項目）

- リース取引のストラクチャーに用いるSPC向け融資の取引時確認について【継続】
- 犯罪収益移転防止法の取引時確認について【再提案】
- 自動車税・軽自動車税の納税手続きの電子化・合理化について【新規】
- 行方不明リース車両の抹消登録等について【新規】

以上

【新規】：2018年度に新たに規制・制度改革提言をする項目

【継続】：2017年度に規制・制度改革提言をした項目で、2018年度においても、規制・制度改革提言をする項目

【再提案】：2016年度以前に規制・制度改革提言とした項目で、2018年度の規制・制度改革提言とする項目

リース及びリース事業に関する規制・制度改革提言（詳細）

1. 重点項目（3項目）

項目名	具体的内容・提案理由
学校施設環境改善交付金について 【継続】	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設改善交付金について、地方自治体がリースで対象設備（空調機器等）を導入した場合に、現状では、その交付を受けることができない。リースで対象設備を導入した場合も、交付金を受けられることができれば、短期間かつ数多くの公立学校に対象設備を整備することができる。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設環境改善交付金は、地方自治体が対象設備を自己取得した場合に限って交付されるが、交付金は対象設備の取得価額等の1/3程度の補助であり、地方自治体が残りの2/3の資金を自ら調達する必要がある。多くの地方自治体において、財政事情が厳しい等の理由により、リースで対象設備を導入した場合も、交付金の交付を希望している。 ・リースで対象設備を導入する場合は、①設備導入時に多額の資金負担が不要（初期投資負担の軽減）、②予算内で多くの施設へ導入が可能（短期間に数多くの設備導入が可能）、③リース料は定額（予算の平準化）、④取得・PFIと比べて短期間に設備を導入できるメリットがある。 ・近年の猛暑から児童・生徒の安全と健康を守ることは喫緊の課題であり、公立学校（特に体育館）は自然災害時の避難所として重要な施設であることから、公立学校への空調設備の早期導入の社会的要請が強くなっている。リースのメリットと交付金の相乗効果によって、短期間で数多くの公立学校に空調設備を整備することができる。 ・また、学校施設を避難所として利用する場合、空調設備に加えて、非常用の自家発電設備の設置、高齢者等に配慮した洋式便器への更新等の必要性もあるが、リースと交付金を活用することにより、短期間で数多くの避難所に必要な設備を整備することができる。
補助事業について 【継続】	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①リースが利用できない補助事業について、リースにより設備を調達した場合も補助対象とすること。また、個別事業ごとにリース利用の適否を決めるのではなく、リースで設備を導入した場合は包括的に補助事業の対象とすること。 （例）・地域公共交通確保維持改善事業費補助金（国土交通省） 補助対象事業者に「地域鉄道事業者」へ設備を貸与する者を追加すること。 ②リース・割賦の取扱いが購入と比べて著しく不利な補助事業について、リース・割賦と購入の取扱いを同等とすること。 （例）・ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金（経済産業省） ＊購入（銀行借入により購入した場合も含む）の場合は設備の取得価額全額が補助対象となるのに対し、リース・割賦販売の場合は補助事業期間中に発生する経費のみが対象となり、契約期間が補助事業期間を超える場合は按分等の方式

により算出された当該補助事業期間分の経費のみが対象となっている。

- ③オペレーティング・リース、立替払を利用した場合も補助事業の適用対象とすること。
- ④リース対象の補助事業について、リース期間を補助対象物件の法定耐用年数以上としている制度があるが、この制限について撤廃又は適正リース期間とする等の緩和をすること（例えば、LED 照明は法定耐用年数が 15 年とされているが、製品寿命は 4 万時間程度であり、大きく乖離している。）。
- ⑤補助事業の運用について、以下の改善を図ること。
- a) 補助金返還義務の期間をリース期間に短縮すること。
 - b) 申請書類等について電子化・簡素化すること。また、リース期間中の管理方法等を明確化すること。
 - c) 家庭・事業者向けエコリース促進事業補助金制度（環境省）について、補助率を 10% に統一すること。
 - d) その他以下の事項を改善すること
 - ・ 地域公共交通確保維持事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）の交付決定通知書に車体番号を記載すること。
 - ・ JCM 補助金事業における省エネ効果測定のモニタリング期間を短縮すること。
 - ・ ESCO 事業向けの補助金について省エネ効果保証の条件を撤廃すること。
 - ・ 協調リース取引（複数のリース会社が同一リース取引の当事者となること）を補助事業の対象とすること。
 - ・ 補助金の遡及適用（補助事業実施後、年度当初に遡って補助金の適用を認めること）は、制度利用者の混乱を招くため原則禁止とすること。

【提案理由】

- ①・②・③について
- ・ 補助事業は国の各種政策を促進するために行われている公的制度である。補助対象事業の政策目的を実現するために、使用者の設備調達方法の選択枝を拡げることで、対象事業の推進に繋がる。
 - ・ リース・割賦を補助事業の対象とすることにより、資金負担の余力が乏しい中小企業等の資金負担が軽減されるため、対象事業が更に促進され、政策目的（省エネルギー設備の代替促進、設備投資活性化、中小企業の生産性向上等）に大きく寄与するとともに、設備調達手法の競争が促進されることにより、公正かつ自由な経済活動が促進される。
 - ・ ユーザーは、リースが有する資金負担及び償却負担の平準化効果を活用可能となる。
 - ・ 設備調達手段は購入でもリース・割賦でもユーザーの経済的便益は概ね同一である。ユーザーの設備調達手段のイコールフットINGの確保という観点においても、購入、リース・割賦で適用の適否を決めることは合理的ではなく、リース・割賦を対象とすることで設備投資ニーズの強力な後押しとなる。
 - ・ また、補助事業ごとに、リース・割賦の適用の可否を定めるのではなく、例えば、各省庁の運用規程等において、リース・割賦の取扱いを定めるべきである。

④について

	<ul style="list-style-type: none"> ・リース活用のメリットとして、設備の使用見込期間に合わせてリース期間を設定できることにあるが、実質的に法定耐用年数以上の使用が義務付けられていることから、リースでの設備利用ニーズを阻害している。また、企業においては、生産力の向上や省エネルギーを目的とした設備の更新、不採算部門の業務停止等に機動的に対応できず、財産処分制限により経済の活性化を阻害している。 ・補助事業の対象となる設備は、技術革新による性能向上が著しく、製品のライフサイクルが短くなっている中で、処分制限期間の規定があることにより設備更新が抑制され、設備が陳腐化する。リース契約により補助事業の対象設備を導入する場合には、財産処分制限期間を法定耐用年数から適正リース期間に短縮することにより、設備更新の促進、陳腐化を回避することができ、公正かつ自由な経済活動が促進される。 <p>⑤について</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 補助金返還義務が法定耐用年数（例えば、照明設備等の場合は15年）に及ぶことになり、リース会社は、その年数に亘りユーザーに対する信用供与をすることになるが、ユーザーが中小企業の場合、長期間にわたる信用供与が困難であり、中小企業を対象とした補助金を活用したリース取引を推進することができない。 b) 補助事業に係る事務を電子化・合理化・明確化することにより、「働き方改革」に寄与することになる。 c) 家庭・事業者向けエコリース促進事業では、「機械設備」および「機械設備に取り付けるインバータ等の省エネ設備」の物件価額を合算した金額から算出されたリース料総額に対し補助率（2～5%）を乗じて補助金額を算定しているが、現行の補助率では、これらの省エネ設備の価額が補助金額を上回るケースもあり、補助金のメリットが限定的となる。エコリース促進事業の補助率を、全国一律で10%（現行制度では東日本大震災の被災3県に物件を設置する場合に限る。）に統一することにより、低炭素設備導入のインセンティブが高くなり、低炭素設備の一層の普及に寄与することになる。 d) 補助事業に関する諸手続きの合理化、ESCOの市場拡大等に寄与する。
<p>中古医療機器 販売時のメーカー宛事前通知の合理化について 【継続】</p>	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機器のファイナンス・リース取引に限定して、リース会社がユーザーに現状有姿で当該医療機器を売却する場合には、製造販売業者宛の事前通知を不要とすること。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイナンス・リース取引は、ユーザー（使用者）とサプライヤーとの間で導入する設備をユーザーが選定し、当該設備をリース会社が当該ユーザーに対してリースする取引である。 ・ファイナンス・リース取引の開始以降、リース期間中におけるリース物件（医療機器）は、ユーザー(医療機関等)が、法令等を遵守して、善良な管理者の注意をもって業務のために使用し、ユーザー又はユーザーが指定するサプライヤーをもってリース物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行う。リース物件が毀損したときはユーザーに修復責任があることから、リース期間が終了したリース物件は、ユーザーにより上記状態が担保されている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーが、自己資金等で取得した場合とファイナンス・リース取引で導入した場合を比べても、医療機器を使用している期間中は、当該医療機器の安全性を確保するための保守・点検・整備の手続き等はまったく同一である。 ・昨年度の当協会提言に対する関係省庁の回答では、「使用された医療機器を販売、貸与等する際には、これまでの使用実績、製品の状態及び使用環境等を的確に把握し、その品質、有効性及び安全性が確保されているか確認する必要がある。」としているが、当協会の提言は、医療機器の使用者に対し、現状有姿で所有権を移転する場合に限定しているものであり、医療機器等の使用実績等はユーザー又はユーザーが指定するサプライヤーが把握している。 ・仮に、使用者自らが取得した医療機器（新品）とファイナンス・リースで導入した医療機器（新品）の使用条件等が全く同一であった場合に、リース期間が満了した時点で、医療機器の状態は全く同じであるのにも関わらず、ファイナンス・リースで導入した医療機器を現状有姿で使用者に所有権を移転する場合は、製造販売業者への通知が必要となり、その指示が「オーバーホール」あるいは「使用禁止」とされることがあるため、極めて不合理な規制となっている。
--	---

2. 競争政策（4項目）

項目名	具体的内容及び提案理由
国とのリース契約について 【継続】	<p>【具体的内容】</p> <p>①国のリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。</p> <p>②リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、国がOA機器や車両をリースで導入するに際して、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されないことがある。国庫債務負担行為が設定された契約は全体の契約件数の中のごく一部にすぎない。 ・国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁が限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理である。 ・「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。
競争入札参加資格申請書の簡素化・統一化	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の「競争入札参加資格申請」について、全国もしくは都道府県単位での一本化、申請書類及び添付書類の簡素化・統一化を図ること。

<p>について 【継続】</p>	<p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「競争入札参加資格審査申請」については、近時「電子申請」にて申請を受理している地方自治体が増えているものの、依然、紙による申請手続きを要求しているところが多い。 ・添付書類も統一性がなく、中には申請書類の提出に際し細部まで（書類の綴じ方、使用ファイルの色等）指定する地方自治体もある。 ・また、参加資格申請の公示の仕方・時期も地方自治体により異なる。この点が「競争入札参加資格申請」の事務手続きを煩雑化している大きな要因となっている。 ・当協会の提言に対して、「地方自治法および同法施行法による規制はない。」との回答が関係省庁から示されているが、手続きを簡素化・統一化することにより、「地方自治体」及び「民間事業者」双方の事務効率化の促進に繋がる。
<p>地方自治法第238条の4について 【再提案】</p>	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第238条の4（行政財産の管理及び処分）の規定により、地方自治体が保有する財産（行政財産）は、第三者への売却が禁じられている。これにより、施設の長寿命化や維持管理費用削減を目的としたリース・バック取引が現状出来ない。 ・地方自治体が「行政財産」の長寿命化や、維持管理費用のコスト削減、行政事業の円滑化や高度化を目的とする場合に限り、当該財産の用途を変更することなく、第三者へ売却し、当該財産を賃貸借できるように、行政財産の処分規制を緩和すること。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の新設又は大規模改修について、「リース方式」を認めることにより、地方自治体の初期投資負担の軽減や費用の平準化を図ることができ、公共施設の新設又は大規模改修が促進される。
<p>金融機関の子会社等であるリース会社の収入規制の撤廃等 【再提案】</p>	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の子会社等であるリース会社は、リース業務の収入に占めるファイナンス・リース業務収入が50%以上としなければならないが、企業の設備投資ニーズが多様化しており、この規制の撤廃又は緩和をすること。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の設備投資ニーズは多様化しており、近年、オペレーティング・リース取引による設備投資ニーズが増加している。 ・収入規制を撤廃又は緩和することにより、企業の設備投資ニーズに対応することができ、設備投資活性化に貢献することができる。

3. 環境（3項目）

項目名	具体的内容及び提案理由
家電リサイクル法対象物件を処分できる許可業者について 【新規】	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法対象の家電4品目は、製造業者以外であっても環境大臣告示の方法に従うことにより、産業廃棄物の許可処分業者であれば処分できるが、排出事業者は、そのことを事前に確認することができない。このため、許可処分業者の許可証にその旨を付記する、あるいは、行政機関のホームページで公表すること。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース会社は、家電4品目を事業者に対して大量にリースする場合がある。これらのリース期間が終了し、処分する場合は、家電リサイクル法に従うと1台ごとに家電リサイクル券が必要となるため、廃棄物処理法に従い、許可処分業者に処分を委託する方が合理的である。 ・一方、許可処分業者が家電4品目を適正に処分できる能力を有するか否かが許可証等に明示されていないため、排出事業者として、これらの物件の処分を許可処分業者に委託してよいか、事前に確認することができない。例えば、許可処分業者の許可証にその旨を付記する、あるいは、行政機関のホームページで許可処分業者名を公表することが強く望まれる。
繊維くずの処分について 【再提案】	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース会社が排出する繊維くずについて、一般廃棄物ではなく、産業廃棄物として処分できるように廃棄物処理法施行令の定義を改正すること。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「繊維くず」は、「特定の事業活動に伴うもの」として繊維工業・建設業から排出される「繊維くず」のみが産業廃棄物として定義されている（廃棄物処理法施行令第2条第2号）。リース業（物品賃貸業）は、「特定の事業」に該当しないため、リース期間終了後、リース会社が顧客から返還されたリース終了物件（繊維製品）を廃棄物として排出する場合、一般廃棄物として処理することになる。 ・リース会社が排出する廃棄物は比較的大量であることから、廃棄物となった繊維製品を一般廃棄物として処分することは極めて困難であり、また産業廃棄物の許可処分業者に対して処理を委託することもできず、関係者と相談しながら、個々の案件ごとに処分を行っているが、排出事業者に過重な負担が生じている。 ・また、化学繊維は廃プラスチックに該当し、産業廃棄物として処分することができるが、例えば、天然繊維（繊維くず）と化学繊維が混紡されたものなどが廃棄物となった場合、処分のためにこれらを分離することは非現実的であり、また、金属製品や木製品に繊維が付着している場合もあり、廃棄物の適正処分の観点から、リース業が排出する繊維くずについては、産業廃棄物として処分できるようにすることが強く望まれる。
フロン排出抑制法に係るリ	<p>【具体的内容】</p>

<p>リース終了物件 売却時の記録簿について 【新規】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フロン排出抑制法の第一種特定製品を売却する際に、売却先に対して、当該製品の点検状況等を記載した記録簿を引き渡すことが求められているが（環境省・経済産業省告示第13号）、この対象を定期点検の記録簿、かつ、過去3年程度の記録に限ること。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種特定製品の点検は、簡易点検（3か月に1回）と定期点検（一定規模以上の第一種特定製品、1年または3年に1回）があるが、それぞれの点検状況を記録簿に記載する必要がある。 ・第一種特定製品を売却する際に、売却先に対して、当該製品の点検状況等を記載した記録簿を引き渡すことが求められているが（環境省・経済産業省告示第13号）、この記録簿は、簡易点検及び定期点検の記録簿とされ、その記録期間の定めがないことから、リース会社がリース終了物件を売却する際に、記録簿の整備に過重な負担が生じている。 ・売却先に引き渡す記録簿について、定期点検の記録簿、かつ、過去3年程度の記録に限定することで、売却先に真に引き継ぐべき情報になると考えられる。
---	--

4. その他（4項目）

項目名	具体的内容及び提案理由
<p>リース取引の ストラクチャーに用いるSPC向け融資の取引時確認について 【継続】</p>	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース取引等のストラクチャーに用いる100%出資SPC（ペーパーカンパニー）向け親子ローンを犯罪収益移転防止法の取引時確認の対象外とすること。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース取引等のストラクチャー上の理由等で、100%出資SPC（ペーパーカンパニー）がレッサー（もしくは資金拠出者）となる場合について、SPC向け親子ローンであっても、犯罪収益移転防止法の取引時確認の対象取引となっているが、親子ローンが「ハイリスク取引」や「疑わしい取引」に該当することはないと思われる。斯かる取引について犯罪収益移転防止法の適用を緩和することで、大幅な事務効率につながる。 ・本提案は、「規制改革推進に関する第3次答申」（2018年6月）において、2018年度検討、2019年度結論とされているが、早急に検討を開始すること。
<p>犯罪収益移転防止法の取引時確認について 【再提案】</p>	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイナンス・リース取引の相手方が法人で、契約場所が当該法人の事務所となる場合に、取引担当者の取引時確認を免除すること。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該法人の事務所で契約を締結する際に、相手方の取引担当者は、当該法人の取引の任にあたっていることは明確であり、取引確認書類の提示を求めることは、極めて不合理である。
<p>自動車税・軽自動車税の納税</p>	<p>【具体的内容】</p>

<p>手続きの電子化・合理化について 【新規】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車税、軽自動車税の納税手続きの電子化・合理化を進めること。 <ul style="list-style-type: none"> ①軽自動車税の納税確認の電子化 ②自動車税・軽自動車税の口座振替時期の早期化 ③自動車税・軽自動車税の納税証明の有効期限延長 ④自動車税・軽自動車税の証明書付き「ゆうちょ専用納付書」の普及 ⑤軽自動車税の一括納付サービス・電子媒体明細提供の普及 ⑥自動車税等の減免（課税免除）情報のWEB化 ⑦軽自動車税の納期限統一 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①から⑦までの項目が実現されることにより、行政手続きの合理化が図られ、民間企業の事務負担が軽減される。
<p>行方不明リース車両の抹消登録等について 【新規】</p>	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース車両がユーザーとともに行方不明となった場合、これを抹消登録（登録車）又は車検証返納手続き（軽自動車）をするためには確定判決が必要となるが、他の方法でこれらを行うことができるようにすること。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース車両が行方不明となった場合、抹消登録又は車検証返納手続きが困難であったが、1995年の規制・制度改革により、リース会社は確定判決をもって、当該リース車両の抹消登録ができるようになった（車検証返納手続きの規制・制度改革は2000年）。 ・しかしながら、リース会社が確定判決を得るためには、時間とコストがかかり、それまでの間は、自動車税・軽自動車税の納税が必要となる。 ・例えば、警察が「業務上横領」として受理したことをもって、抹消登録又は車検証返納手続きができれば、リース会社に過重な負担が生じない。

以上